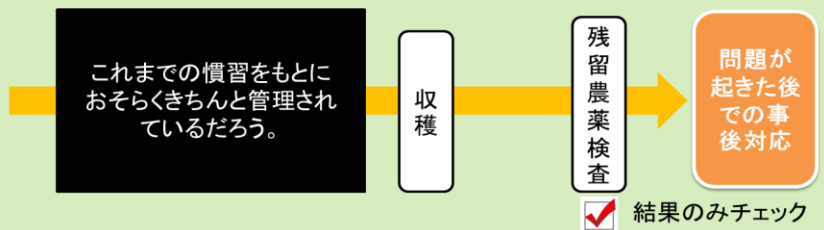


平成29年9月8日 認証受付開始

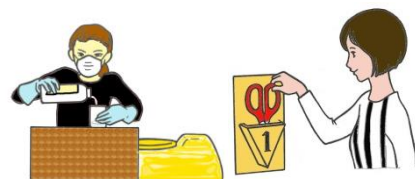
1 GAPとは？

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと

これまでの管理方法・・・「結果管理」



《GAPの取組例》



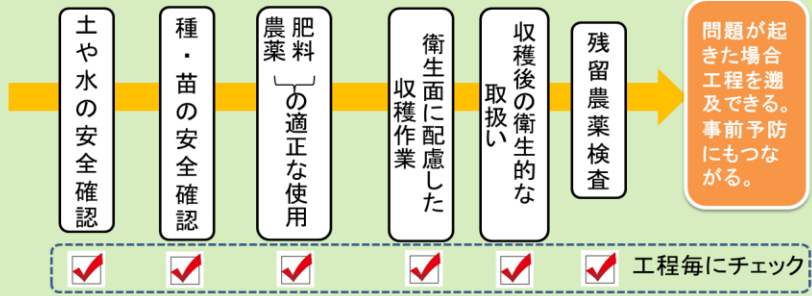
農薬の正確な希釈 ハサミの管理



手洗いの実施

廃棄物の管理

GAPによる管理方法・・・「工程管理」



2 くまもと県版GAP認証制度とは？

県が定める点検項目に沿って、工程管理ができているかどうかを、県が調査し、認証する制度です。

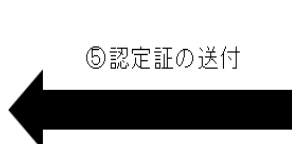


農業者
(部会等の団体)

①申請、②取組状況説明



③取組状況調査



⑤認定証の送付

熊
本
県

③状況報告



審査
委員会

④認証可否決定

3 くまもと県版GAPの特徴

- ①ガイドライン準拠レベル(オリンピックの農産物供給の基準を満たす)
- ②認証制度の利用により取組みの達成状況を把握できる。

くまもと県版GAP(略: 県版GAP)の取組みから申請手順まで

個人で取り組む場合

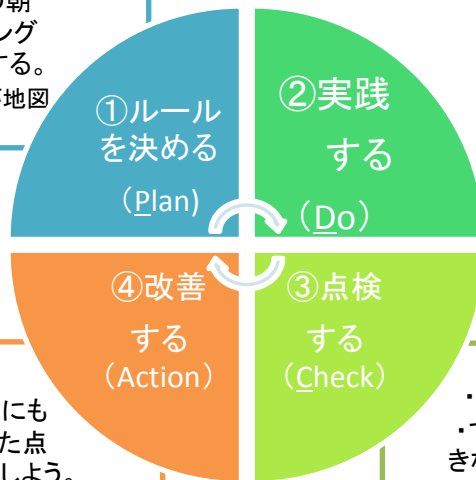
県版GAPの情報は県のHPから入手できます。
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_20458.html?type=top



県が定める点検項目に沿って、
①自分の農場のルールを決め、②ルールに沿って取組を実践、
③点検をおこない、④③の不十分な点の改善を行います。

(例)危険箇所や危険作業を事前に把握している。

- ・週1回の朝ミーティングで確認する。
- ・農場主が地図に書込む



- ・昼食時にも気づいた点は報告しよう。

- ・週1回の確認できた。
- ・でも、週1回では対応できないところがあるなあ。

1 県版GAPの情報入手

2 県版GAPの取組み

3ヶ月以上、県版GAPの取組みをおこなう。

3 県版GAP申請

約1ヶ月

4 第三者による調査(書類、現地)

約1~4ヶ月

5 審査委員会による審査

約2週間

6 県認証

県へ申請に必要な書類(申請書、誓約書、添付書類)を提出します。

調査員が伺い、取組状況を調査します。
調査内容:書類、現地【ほ場、農舎、出荷調整場等(※)】

※米・麦の場合は乾燥調製施設、茶の場合は茶工場等
調査の結果、改善の必要がある部分については1ヶ月以内に改善報告書を提出します。

有識者を入れた審査委員会で調査結果を審査し、認証の可否を決定します。(審査委員会:年4回(5・8・11・2月開催))

認証が決定した場合、認定証書を県からお送りします。
また、県ホームページに認定者の情報を掲載します。
認証後、出荷時期に確認調査を行います。(更新は除く)
なお、更新は年に1回です。

団体で取り組む場合の違い

- 2 団体事務局と個人農場との役割分担を決めてから取組みを開始します。団体事務局で団体の管理や内部監査を行います。
- 4 団体事務局と団体構成員数の平方根(√)を抽出し、調査を実施します。